

旭長社第309号
令和8年6月9日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 各位

旭川市福祉安心部長寿社会課長
介護保険課長

「ケアプランの軽微な変更の考え方について」の改訂について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、令和7年8月8日付け旭長社第441号「ケアプランの軽微な変更の考え方について」の通知の一部を改訂しますので、内容を御確認ください。

1 改訂内容

「別表9 軽微な変更に関するQ&A」の「2 目標設定期間の延長」に係る回答文中
「なお、短期間とは、一概には言えませんが、概ね3か月以内を想定しています」を削除。
別紙1のとおり

2 理由

ケアプランの目標期間※は、利用者の状況や生活環境に合わせ個別に設定するものであり、目標の達成までに必要な期間延長もまた、本人の状態に基づき介護支援専門員が個別に判断するものであるため。

なお、ケアプランの目標期間終了時は、原則として一連の作成業務（アセスメント、担当者会議等）が必要であるが、目標達成に向けた効果が認められ、短期間かつ一度の延長で達成が見込める場合には目標期間の延長は軽微な変更として取り扱い、一連の業務を省略できるという考え方に変更はありません。

※介護予防ケアプランの目標期間の設定については、1年後の目標とする生活に向けて短期的な目標の達成を繰り返していくものであることを踏まえ、最長12か月を基本とすることとしています。（『旭川市ケアマネジメント基本方針』より）

3 改訂後通知

別紙2のとおり

4 その他

「ケアプランの軽微な変更の考え方」はあくまで例示でありますので、「軽微な変更」に該当するかどうかについては、利用者の状況等を踏まえた適切なケアマネジメントという観点から、介護支援専門員が個別に判断してください。

（連絡先）旭川市福祉安心部長寿社会課地域支援係
担当 星 児玉 電話 25-5273
旭川市福祉安心部介護保険課介護給付係
担当 東藤 電話 25-6485